共済組合ニュース第 187 号（令和 7 年 5 月発行）掲載記事の訂正とお詫びについて

名古屋市職員共済組合 共済組合ニュースの掲載記事の内容に誤りがございましたので、次のとおり訂正いたします。

組合員の皆様へご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

共済組合ニュース第 187 号（令和 7 年 5 月発行） 6 ページ
「令和 7 年 4 月から育児休業に関する 新たな手当金の制度が始まりました」中、下記のとおり

誤

対象期間

令和7年4月1日以降に育児休業を取得している方で、次の期間が対象です。

1　産後休業等を取得しない場合
出生日から起算して、56 日を経過する日の翌日までの期間

2　産後休業等を取得しない場合
ア　出産予定日に子が出生した場合
出生日から起算して、112日を経過する日の翌日までの期間
イ　出産予定日前に子が出生した場合
出生日から起算して、出産予定日から112日を経過する日の翌日までの期間
ウ　出産予定日後に子が出生した場合
出生予定日から起算して、出生日から112日を経過する日の翌日までの期間

正

対象期間

令和7年4月1日以降に育児休業を取得している方で、次の期間が対象です。

1　産後休業等を取得しない場合
出生日から起算して、56 日を経過する日の翌日までの期間

2　産後休業等を取得~~しない~~する場合
ア　出産予定日に子が出生した場合
出生日から起算して、112日を経過する日の翌日までの期間
イ　出産予定日前に子が出生した場合
出生日から起算して、出産予定日から112日を経過する日の翌日までの期間
ウ　出産予定日後に子が出生した場合
出生予定日から起算して、出生日から112日を経過する日の翌日までの期間